

令和5年度 群馬県地域防災計画 修正概要

計画の概要

- ・ 県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関して、県、市町村、関係機関等が実施する事項を明記
- ・ 国の防災基本計画に基づき、群馬県防災会議(会長：知事)が策定するもので、昭和38年に策定後、毎年見直しを実施

主な修正内容

I 防災基本計画の修正(令和5年5月)を踏まえた修正

○多様な主体と連携した被災者支援

- ・ 県による災害中間支援組織(※1)の育成・機能強化、関係者の役割分担を明確化
- ・ 災害ボランティアセンター設置団体との役割分担等の明確化
- ・ 災害ケースマネジメント(※2)等の被災者支援の仕組みの整備

(※1) NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

(※2) 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組

○国民への情報伝達

- ・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・ 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

○デジタル技術の活用

- ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用



ケースマネジメントの例(行政による相談会)



災害ボランティアセンター(熊本県内市町村)

II その他の修正

○緊急通行車両等の事前確認(災害対策基本法施行令等の改正)

- ・ 指定行政機関等の車両について、緊急通行車両等であることの確認を、災害発生時等の前においても行える制度を規定

○広域避難者の受入可能な避難施設情報の把握

- ・ 広域避難者の受入可能な施設情報の対象として、要配慮者利用施設や民間宿泊施設を追加

○最新状況の反映

- ・ 群馬県に分布する活断層の情報の更新
- ・ 気象庁が発表する地震情報の種類とその内容の修正